附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号。次条及び附則第三条において「改正法」という。）の施行の日（令和四年五月十三日。以下「施行日」という。）から施行する。

（運転免許取得者教育等に関する経過措置）

第二条　施行日前にこの規則による改正前の運転免許取得者教育の認定に関する規則（附則第四条において「旧規則」という。）第一条第三号に掲げる課程により行う運転免許取得者教育で改正法による改正前の道路交通法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けたものを終了した者は、この規則による改正後の運転免許取得者等教育の認定に関する規則（次条及び附則第四条において「新規則」という。）第一条第三号に掲げる課程により行う運転免許取得者等教育で改正法による改正後の道路交通法（次条において「新法」という。）第百八条の三十二の二第一項の認定を受けたものを終了した者とみなす。

第三条　道路交通法第百一条第一項の更新期間が満了する日（同法第百一条の二第一項の規定による運転免許証の更新を申請しようとする者にあっては、当該申請をする日）が改正法附則第四条第一項に規定する基準日の前日以前である運転免許証の更新を受けようとする者に対して施行日以後に行う新法第百八条の三十二の二第一項の運転免許取得者等教育に係る新規則第四条第二項第二号及び第三号の規定の適用については、同項第二号の表中「者及び道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下この条において「令」という。）第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者」とあるのは「者」と、「ものに」とあるのは「もの並びに法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査の結果に」と、同項第三号中「者及び令第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者」とあるのは「者」とする。

（様式に関する経過措置）

第四条　施行日前に交付された次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める書類とみなす。

一　旧規則別記様式第一号の運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書　新規則別記様式第一号の運転免許取得者等教育（更新時講習同等）終了証明書

二　旧規則別記様式第二号の運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書　新規則別記様式第二号の運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第３号（第13条関係）

電磁的記録媒体提出票

公安委員会　殿

年　月　日
提出者の名称
住　　所

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第５条第１項／第５条第２項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考　１　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

２　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

３　不要の文字は、横線で消すこと。

４　該当事項がない欄は、省略すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第３号（第13条関係）

フレキシブルディスク提出票

公安委員会　殿

年　月　日
提出者の名称
住　　所

運転免許取得者教育の認定に関する規則第５条第１項／第５条第２項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

１　フレキシブルディスクに記録された事項

２　フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考　１　「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、２枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

２　「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

３　不要の文字は、横線で消すこと。

４　該当事項がない欄は、省略すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。